

特集

あなたの働き方は大丈夫？

“ワーク・ライフ・バランス”

あなたの事業所・職場ではどんな取り組みをしていますか？
また、あなたの働き方、家庭生活の過ごし方はいかがですか？
この機会にご家族・職場のなかまと話し合ってみてはいかがでしょうか？



今年4月より「働き方改革関連法」の施行により、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の確実な取得雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等の実施が求められることとなりました。しかし、多くの中小企業・小規模事業者においては、人手不足に悩む中、「業務をこなすにはどうしても労働時間が長くなる」、「年次有給休暇制度はあっても取得しづらい」等、その実施や改善には工夫が必要不可欠です。

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現とは、性別や年齢に関わらず、誰もが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活や地域活動などにおいても、自らが望む生き方を手にすることができる社会を目指すものです。

企業にとってのメリット

子育てや介護などに携わる人をはじめ、多様な働き方のニーズを持つ人材を積極的に登用し、ワーク・ライフ・バランスに取り組むことは、「明日への投資」となります。長く続いていく企業を作ることにつながるのです。

■ 従業員が働きやすい職場環境を整備することで、従業員の満足度の向上や「働き続けたい」「会社のために頑張りたい」という意識の高まりが、生産性や売り上げの向上につながっていきます。

■ 働き続けたい従業員がきちんと会社に定着することで、培われた知識や経験が発揮され、新たな従業員を育成する際のコスト削減にもつながります。

■ ワーク・ライフ・バランスへの取り組みを社外へアピールすることで、会社のイメージアップにつながり、求職者の会社を選ぶ際の選択肢となり、優秀な人材の確保にもつながります。

山形県の取り組み 「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」

女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援、男女ともに働きやすい職場づくり、地域貢献などに取り組む企業を山形県が登録・認定し、奨励金等のサポートが受けられる制度です。登録・認定マークを掲示することで、企業の取り組みを広くPRすることができます。

この制度を活用し、ワーク・ライフ・バランスに取り組むことで、生産性向上・人材不足等の問題を解決した企業もあります。仕事と家庭生活のバランスについて見直してみませんか？

制度の詳細は
次ページで！



あなたの会社の ワーク・ライフ・バランス度は？

どのように取り組んでいくかを考える際の材料として、あなたの会社が現在どの程度ワーク・ライフ・バランスが実践されているか自己診断をしてみたいかがでしょうか。

チェックシートの設問にYES・NOで答えて、レーダーチャートでチェックしてみましょう。



山形県ホームページへ▶

優秀企業 (ダイヤモンド企業)	株式会社エフ・ワン
実践企業 (ゴールド企業)	安藤建設株式会社
	小林建設株式会社
宣言企業	株式会社庄内測量設計舎
	余目町農業協同組合
	株式会社安藤組
	鈴木ゴム株式会社
	株式会社マルハチ
	株式会社大商金山牧場

▲庄内町の「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」登録・認定企業 ※2019年3月31日現在

株式会社マルハチ

「働きやすい職場環境を整えるため、何か制度はありますか？」
 まず、年2回の自己申告書制度があります。社員の健康状態や仕事の状況、異動の要望などをヒアリングするもので、部署長を通じて役員へ直接届きます。また、部署長が3カ月ごと、部署内の個別面談を行い、部門長が半年ごとに部署長も含めた全員と個人面談を行います。このほか、総務課にハラスメントの相談窓口を設置し、残業削減も推奨しています。将来的には、有給休暇の時間制にも取り組む予定です。

「子育て世代は多いのですか？」
 女性の管理職（課長級以上、役員を含む）は100人いますか？
 15人中3人が女性です。管理職としての能力や課長になるまでのチーフ、課長代理の役職の経験を踏まえて登用しています。

「ワーク・ライフ・バランス推進のための制度はありますか？」
 就労期間を定年までという長いスパンで考えれば、例えば幼稚園までの子育ての期間はわずかなものです。社員とのヒアリングにより、状況に合わせて勤務時間を調整するなど、柔軟に対応しています。

「子育て世代は多いのですか？」
 女性社員51人のうち、約4割が30歳未満のため、現在子育て中の社員を含め、今後さらに増えていきます。当社は製造部門が一年中フル稼働しており、日曜出勤もありません。休日に子どもと一緒に過ごす時間を大切にしたいという声もあるため、より子育てしやすい環境づくりは今後の課題です。

「人材育成への取り組みは何かありますか？」
 県の認定制度では、子育て支援のほかに、人材育成なども認定項目にあります。職種によって必要な資格・能力があるため、その取



代表取締役 阿部 武秀 さん

「宣言企業」は、2年の経過措置期間後、認定取消し以上の区分へのステップアップが求められています。今後の意向は？
 子育てを積極的に支援し、安心して復帰できる職場となったことで、実際非常に会社に貢献してくれる社員が多く、ありがたく思います。これは社員の家族の支えがあってこそです。会社・社員・家族の3つの関係がバランスよくなければ成り立ちません。今後ワーク・ライフ・バランスを支援し、自社制度として取り組んでいることに磨きをかけていきたいと思っています。

職員・従業員とともに、いきいきライフづくりを考えてみませんか？

出張講座 承ります！

「事業を仕切るのは男性、お茶を出すのは女性の役割」等、普段無意識に行っている行動が、実は平等ではない場合があります。

地域のみなさん、職場で働くみなさん全体が、やりたいことができる、意見を言える場などを作るにはどうしたらよいか。そのきっかけづくりをお手伝いする出張講座を実施しています。

★講師は山形県男女共同参画推進員。職員全体への講演から少人数の勉強会まで、希望に応じた形態で対応します。

★ワーク・ライフ・バランス、女性の視点を取り入れた職場環境整備、ハラスメント等、企業の課題や学びたいテーマに応じて内容を設定いただけます。

まずはお気軽に問合せください。

問 企画情報課企画調整係：☎ 0234-42-3571

ワーク・ライフ・バランスの見直しに

「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」

をご活用ください！

認定要件

- ・認定基準より、【実践（ゴールド）企業】または【優秀（ダイヤモンド）企業】に該当すること
 ※本年度より【宣言企業】の新規募集は終了しました。
- ・ワーク・ライフ・バランス推進員を選任すること
- ・事業主または役員が暴力団員でないこと、もしくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと

●次の5つの基準の中から、いくつ取り組んでいるかによって、認定区分が変わります。

- I 女性の活躍推進
- II 仕事と家庭の両立支援
- III 出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用等
- IV 男女ともに働きやすい職場づくり
- V 県民の結婚支援・子育て支援・若者応援・地域貢献



▲登録・認定マーク

登録・認定企業へのサポート

●奨励金の一例

女性を管理職に登用した場合 >>> **10万円**（最大3人）
 男性社員が育児休業を取得した場合 >>> **20万円**（最大5回）
 就学前の子どもを育てる女性を正社員として雇用した場合 >>> **10万円**（最大3回）

法定を超える介護休暇等の規定を整備し、職員が取得した場合 >>> **10万円**（最大3回）

●その他のサポート

- ・産業活性化支援資金（山形県商工業振興資金融資制度）における優遇金利の適用
- ・山形県競争入札参加資格者名簿（建設工事）評価点の加点
- ・働き方改革推進支援資金（地公体推進施策関連）における特別利率の適用（日本政策金融公庫融資制度）
- ・女性活躍企業応援融資における特別利率の適用 など

まずは認定基準を
チェック！

ぜひ活用を
ご検討ください！



▶詳細は山形県ホームページをチェック！

<https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/danjo/kigyo/>



問 企画情報課企画調整係：☎ 0234-42-3571

▶認定申請はコチラ：山形県子育て推進部若者活躍・男女共同参画課☎ 023-630-2101